

建設局優良下請業者公表要綱

施 行 平成 21 年 2 月 9 日

第 1 回改定 平成 30 年 4 月 1 日

第 2 回改定 令和 2 年 4 月 30 日

(趣 旨)

- 第 1 この要綱は、建設局（以下「局」という。）が施行する工事のうち、その施行が特に優秀で他の模範とするに足りる工事の下請業者であって、品質確保及び安全管理等の取組が特に優秀であり、他の模範となる下請業者（工事件名、下請業者名、下請主任技術者）を公表することにより、下請業者の技術力向上及び施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(公表の対象)

- 第 2 公表する下請業者は、当該年度の建設局優良工事（局長表彰）の対象工事において、品質確保及び安全管理等に著しく貢献したと認められる下請業者とする。

(公表の方法)

- 第 3 公表は、総務部及び各事業所（東京都組織規定（昭和 27 年東京都規則第 164 号）別表第 3 に掲げる本庁行政機関のうち部相当のものをいう。以下「所」という。）及び支庁において掲示して行う。
- 2 公表した下請業者には、書状等をもって賞することができる。
- 3 公表は、年 1 回、当該年度に建設局優良工事（局長表彰）の対象となった工事の下請業者について行うものとする。

(公表の手続)

- 第 4 所の長及び支庁長は、この要綱により公表する必要があると認めるものがあるときは、所管部長に内申するものとする。
- 2 所の長及び支庁長は、内申に先立ち所及び支庁に所（支庁）優良工事等選定委員会を設置し、内申する工事が第 2（公表の対象）に該当するか審査する。
- 3 所（支庁）優良工事等選定委員会の組織及び運営は、所（支庁）課長会に準ずるものとする。
- 4 所管部長は、前項の内申を受け内容が適当であると認めるときは、局長に推薦するものとする。

(公表下請業者選定委員会の設置)

- 第 5 公表の適正を期するため、局に公表下請業者選定委員会を設置するが、公表工事等

選定委員会がこれに当たるものとする。

(公表する下請業者の決定)

第6 局長は、第4の4の規定による推薦があったときには、委員会の議を経て、公表する下請業者を決定するものとする。

(優良下請業者の取消し)

第7 元請業者が優良工事の取消しを公表された場合、または優良下請業者として公表された後、当該下請業者においてふさわしくない事項が発覚した場合、委員会の議を経て優良下請業者の取消しを行うとともに、公表するものとする。

(細 目)

第8 企画担当部長は、この要綱の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。